

令和 7 年第 2 回定例会

(初 日)

令和 7 年 6 月 5 日

令和7年第2回平川市議会定例会会議録（第1号）

○議事日程（第1号）令和7年6月5日（木）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議員提出議案第2号 平川市議会議員政治倫理条例案
- 第5 議案上程及び提案理由説明
- 第6 議案第60号 平川市教育委員会委員の任命について
- 第7 議案第61号 黒石地区清掃施設組合の解散について
議案第62号 黒石地区清掃施設組合規約の変更について
議案第63号 弘前地区環境整備事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び弘前地区環境整備事務組合規約の変更について
議案第64号 弘前地区環境整備事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び弘前地区環境整備事務組合規約の変更に伴う財産処分について
議案第65号 東部辺地総合整備計画の変更について
議案第66号 久吉辺地総合整備計画の変更について
議案第67号 財産の取得について
議案第68号 財産の取得について
議案第69号 財産の取得について
議案第70号 財産の取得について
議案第71号 財産の取得について
議案第72号 令和7年度平川市一般会計補正予算（第1号）案
議案第73号 令和7年度平川市新屋財産区一般会計補正予算（第1号）案
議案第74号 令和7年度平川市小和森財産区一般会計補正予算（第1号）案
議案第75号 令和7年度平川市新尾崎財産区一般会計補正予算（第1号）案
議案第76号 令和7年度平川市沖館財産区一般会計補正予算（第1号）案
議案第77号 令和7年度平川市原田財産区一般会計補正予算（第1号）案
- 第8 報告第3号 放棄した私債権の報告について
報告第4号 専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについて
 - ・専決第4号 平川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
 - ・専決第5号 平川市税条例の一部を改正する条例
 - ・専決第7号 平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例報告第5号 専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについて
 - ・専決第6号 令和6年度平川市一般会計補正予算（第10号）
 - ・専決第8号 令和6年度平川市広船財産区一般会計補正予算（第2号）
 - ・専決第9号 令和6年度平川市新尾崎財産区一般会計補正予算（第1号）報告第6号 令和6年度平川市一般会計継続費繰越計算書の報告について

報告第 7 号 令和 6 年度平川市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第 8 号 令和 6 年度平川市水道事業会計予算繰越について

報告第 9 号 専決処分した事項の報告について

・専決第 10 号 損害賠償額の決定について

第 9 請願第 1 号 「中小企業支援策の拡充による最低賃金の改善を求める意見書」
の採択を求める請願書

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

1 番	水	木	悟	志
2 番	葛	西	厚	平
3 番	小	野		誠
4 番	北	山	弘	光
5 番	葛	西	勇	人
6 番	山	谷	洋	朗
7 番	中	畑	一二	美
8 番	石	田	昭	弘
9 番	石	田	隆	芳
10 番	工	藤	秀	一
11 番	福	士		稔
12 番	佐	藤		保
13 番	原	田		淳
14 番	桑	田	公	憲
15 番	齋	藤		剛
16 番	齋	藤	律	子

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

市	長	長	尾	忠	行
副	市	長	古	川	洋
教	育	長	須々	田	孝
選挙管理委員会	委員長	大	川	武	憲
農業委員会	会長	今	井	龍	美
代表監査委員		鳴	海	和	正
総務部長		對	馬	一	俊
財政部長		一	戸	昭	彦

市民生活部長	小 野 生 子
健康福祉部長	佐 藤 崇
経 済 部 長	田 中 純
建 設 部 長	中 江 貴 之
教育委員会事務局長	工 藤 伸 吾
平川診療所事務長	齋 藤 恒 一
会 計 管 理 者	古 川 聡 子
農業委員会事務局長	中 畑 高 稔
選挙管理委員会事務局長	齋 藤 篤 也
監査委員事務局長	長 濱 貴 弘

○出席事務局職員

事 務 局 長	今 井 匡 己
総務議事係長	柴 田 真 紀
主 査	佐 藤 吏

○議長（石田隆芳議員） 会議に入る前に、議場内の議員、理事者並びに傍聴者の皆様に申し上げます。暑い方は、上着を脱いでも結構でございます。傍聴席では、議事進行の妨げにならないように静粛をお願いします。本定例会の開会中、報道関係者及び議会広報のため、議場内において撮影をすることを、また、議場内での体調管理のための水分補給を許可しておりますので、御了承願います。

本日の出席議員は16名で、定足数に達しております。

ただいまから、令和7年第2回平川市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、6番、山谷洋朗議員及び7番、中畑一二美議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

去る5月29日、議会運営委員会を開催し、会期について協議したところ、配付した会期日程表（案）のとおり、会期は本日から6月20日までの16日間に決定されました。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月20日までの16日間としたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田隆芳議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月20日までの16日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

令和7年第1回定例会以降の議会の諸般事項報告書、議会運営委員会委員長より提出された申し合わせ事項、請願第1号「中小企業支援策の拡充による最低賃金の改善を求める意見書」の採択を求める請願書、意見要望第1号政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める要望書、市長より提出された議案第60号から議案第77号及び報告第3号から報告第9号の計25件、監査委員より提出された令和7年1月分から3月分までの例月出納検査報告書、財政援助団体等監査の結果報告について、そのほか碓ヶ関開発株式会社第28期決算報告書・令和7年度第29期予算書、令和6年度下半期平川市公営企業会計業務状況説明書。

全てタブレットに掲載しておりますので、御精読願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、議員提出議案に入ります。

本日、議会改革特別委員会委員長より議員提出議案第2号が提出されました。

会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略して、直ちに審議します。

議員提出議案第2号平川市議会議員政治倫理条例案を議題とし、議会改革特別委員会委員長より、提案理由の説明を求めます。

議会改革特別委員会委員長、登壇願います。

（議会改革特別委員会委員長登壇）

○議会改革特別委員会委員長（葛西勇人議員） おはようございます。

議員提出議案第2号平川市議会議員政治倫理条例案について、提案理由を申し上げます。

当市議会では、令和4年9月に議会運営の基礎となる平川市議会基本条例を制定し、議会及び議員の基本姿勢を明文化しました。その第27条には、議員の政治倫理に関し行動規範を規定するとともに、議員の政治倫理に関しては別に条例で定めることと規定されております。

このことから、令和6年第2回平川市議会定例会で、議長の諮問として、平川市議会議員政治倫理条例の制定などを目的とした議会改革特別委員会が設置されました。

これまで、先進市議会との意見交換を踏まえ、16回にわたり調査研究と議論を慎重に重ね、条例案を完成させ、令和7年3月から4月にかけて約1か月間パブリックコメントを実施し、5月26日に議長へ平川市議会議員政治倫理条例案を答申しました。

本案は、議員の政治倫理を高めることにより、議員が市民に負託された市民全体の代表者であることを自覚し、市民の信頼を確立し向上させることで、公共の利益を最優先に考える、開かれた議会を目指し、提案するものであります。

議員の皆様のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

令和7年6月5日、議会改革特別委員会委員長、葛西勇人。

（議会改革特別委員会委員長降壇）

○議長（石田隆芳議員） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

議員提出議案第2号は質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田隆芳議員） 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決することに決定しました。

議員提出議案第2号平川市議会議員政治倫理条例案を採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田隆芳議員） 異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案上程及び提案理由説明に入ります。

議案第60号平川市教育委員会委員の任命についてから報告第9号専決処分した事項の報告についてまでの25件を一括議題とし、市長より提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

（市長登壇）

○市長（長尾忠行） 本日、令和7年第2回平川市議会定例会の開会に当たり、提案いたしました議案の提案理由を御説明申し上げる前に、市政に係る諸般の報告を申し上げます。

初めに、当市の基幹産業である農業についてであります。昨年12月からの豪雪による当市の被害状況につきまして、市議会議員の皆様をはじめ、知事や県議会議員、国会議員の皆様にも御視察をいただきました。市では、国や県と共に、被害に遭われました農

業者の皆様を支援してまいりますので、令和7年産への生産意欲を絶やさず農作業に励んでいただきたいと思いますと考えております。

次に、教育分野についてであります。老朽化に伴い、改築工事などを進めておりました金田小学校が3月に完成し、新入生や1学年進級した児童たちが、新校舎で学校生活を始めております。新しい校舎の特徴といたしましては、普通教室と廊下の間の壁をなくしたことにより、それぞれの活動に合わせ、自由な広さ、空間での利用が可能となっております。また、図書室と音楽室は、天井を吹き抜けとしていることから、明るく開放感のあるつくりとなっております。新しい学びやで勉学に励み、健やかで心豊かに成長されることを願うとともに、今後も安全・安心な教育環境の充実を図ってまいります。

人口減少対策では、本市への若者の移住・定住を促進するため、今年度から事業をスタートした奨学金返還支援事業に、多くの市民から活用の申請をいただいております。若者の就労初期における経済的負担を軽減するとともに、これまで実施している移住・定住促進の事業なども活用していただきながら、平川市に住みたいと思うきっかけになるよう、引き続き事業を進めてまいりたいと考えております。

商工分野におきましては、株式会社日本マイクロニクス青森工場の新棟が完成し、操業が開始されたところであります。青森県内の経済が、回復基調を維持している中、市民の雇用を創出し、さらなる地域経済への波旧効果を期待するものであります。

令和7年度は、1月1日に市制施行20周年を迎える節目の年度であります。新たな産業や雇用の創出など地域経済の活性化に向け、まちづくり戦略に取り組み、未来の礎を築くための特別部署として、みらい戦略室を設置いたしました。今年度も平川市長期総合プランに基づき各種施策を進めてまいりますので、なお一層の御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、上程いたしました各議案の概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと思っております。

議案第60号平川市教育委員会委員の任命については、教育委員の工藤泰子氏の任期が令和7年6月10日をもって満了することから、再任について議会の同意を求めるため提案するものであります。氏名、工藤泰子。住所、生年月日、略歴は、議案記載のとおりでございます。

議案第61号黒石地区清掃施設組合の解散については、令和8年度からのごみ処理広域化による黒石地区清掃施設組合の施設の廃止に伴い、令和8年3月31日をもって同組合を解散することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第62号黒石地区清掃施設組合同規約の変更については、同組合の解散に伴い、解散後に生じる暫定的な事務について、事務の承継に係る規定を定めるため、同組合の規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第63号弘前地区環境整備事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び弘前地区環境整備事務組合同規約の変更については、令和8年度からのごみ処理広域化に伴い、令和8年4月1日から同組合を組織する地方公共団体に黒石市、田舎館村を加えるほか、所要の規約変更について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであ

ります。

議案第64号弘前地区環境整備事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び弘前地区環境整備事務組合規約の変更に伴う財産処分については、令和8年4月1日から同組合を組織する地方公共団体が増加することに伴い、財産を処分することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第65号東部辺地総合整備計画の変更については、小国尾崎線道路改良事業及び小国地区浄水場改良事業の事業費を変更するほか、新たに小国コミュニティセンター舗装改良事業ほか6事業を追加するものであります。

議案第66号久吉辺地総合整備計画の変更については、計画に掲載している管渠改良事業の事業費を変更するほか、計画期間を令和7年度までの8年間とするものであります。

議案第67号財産の取得については、小型動力ポンプ積載車3台を取得するため、笹消防資材、代表笹 孝と2,616万9,000円で契約を締結するものであります。

議案第68号財産の取得については、除雪ドーザ1台を取得するため、コマツカスタマーサポート株式会社東北カンパニー弘前支店、支店長蒔苗 豪と2,348万5,000円で契約を締結するものであります。

議案第69号財産の取得については、情報系パソコン等一式を取得するため、株式会社ビジネスサービス弘前支店、支店長鈴木康史と2,079万円で契約を締結するものであります。

議案第70号財産の取得については、基幹系パソコン等一式を取得するため、株式会社青森電子計算センター、代表取締役八島 勝と3,274万5,790円で契約を締結するものであります。

議案第71号財産の取得については、尾上分庁舎備品一式を取得するため、有限会社田本商店、代表取締役田本達明と4,572万7,000円で契約を締結するものであります。

議案第72号令和7年度平川市一般会計補正予算（第1号）案につきましては、歳入歳出それぞれ8,399万9,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ218億6,399万9,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものでありますが、16款県支出金では、農林水産業費県補助金、世代交代・初期投資促進事業1,083万円、雪害復旧支援事業3,842万8,000円を新規計上しております。

9款繰入金では、今回の補正における財源調整分として、財政調整基金繰入金を2,632万9,000円追加しております。

21款諸収入では、自治総合センター助成金150万円を新規計上しております。

一方、歳出の主なものでありますが、2款総務費では、退職手当組合負担金1,150万円、コミュニティ助成事業補助金150万円を新規計上しております。

6款農林水産業費では、49歳以下の新規就農者の機械等購入費を助成する世代交代・初期投資促進事業補助金1,083万円、今冬の大雪による雪害復旧に係る費用の一部を助成するため、雪害復旧支援事業4,775万7,000円を新規計上しました。

10款教育費では、大坊小学校統合に伴う閉校事業補助金200万円を新規計上しております。

以上が、一般会計補正予算（第1号）案の内容であります。

議案第73号令和7年度平川市新屋財産区一般会計補正予算（第1号）案から、議案第77号令和7年度平川市原田財産区一般会計補正予算（第1号）案までの計5件の補正予算案につきましては、補正予算合計で、歳入歳出それぞれ278万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ330万6,000円とするものであります。

補正の内容は、定期預金の金利上昇に伴うもののほか、森林研究・整備機構との分収造林地の委託料を追加するものであります。

報告第3号放棄した私債権の報告については、水道料金、簡易水道料金及び奨学貸付金について、時効により17件の私債権を放棄したことから、平川市私債権の管理に関する条例第11条第2項の規定により、これを報告するものであります。

報告第4号専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについては、地方自治法第179条第3項の規定により専決処分した事項について報告し、承認を求めるものであります。

専決第4号平川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地域再生法等の一部改正に伴い、対象となる施設を追加するなど所要の改正を行う必要が生じたため、専決処分したものであります。

専決第5号平川市税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税種別割の税率区分の規定を改めるなど、所要の改正を行う必要が生じたため、専決処分したものであります。

専決第7号平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の医療給付費分及び後期高齢者支援金分の課税限度額並びに軽減措置の基準を改める必要が生じたため、専決処分したものであります。

報告第5号専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについては、地方自治法第179条第3項の規定により、専決処分した事項について報告し、承認を求めるものであります。

専決第6号令和6年度平川市一般会計補正予算（第10号）につきましては、令和6年度予算の予算整理として編成し、令和7年3月31日付けで専決処分したものであります。歳入歳出それぞれ5億3,649万7,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ219億2,438万8,000円とするものであります。

その内容であります。まず、繰越明許費では、年度内完了が見込めないものとして、すこやか住宅支援事業565万円を追加しております。

次に、歳入であります。主なものとしましては、1款市税では現年課税分として法人市民税1億540万9,000円、固定資産税6,158万8,000円をそれぞれ追加しました。

7款地方消費税交付金では、交付金の交付決定により8,571万6,000円を追加しました。

10款地方特例交付金では、交付金の交付決定により1億1,716万3,000円を追加しました。

11款地方交付税では、特別交付税の交付決定により1億8,955万5,000円を追加しました。

15款国庫支出金では、土木費国庫補助金の除雪事業として9,719万4,000円を追加しました。

18款寄附金では、ふるさと納税7,632万3,000円を追加しました。

19款繰入金では、財政調整基金繰入金 6 億3,784万2,000円、市債管理基金繰入金 5 億7,077万4,000円を減額しました。

以上が歳入の主な内容であります。

一方、歳出予算は、主に入札減や事業費の精査により減額しました。

主な内容としまして、2款総務費ではふるさと納税業務に係る報償費2,099万5,000円減額、3款民生費では生活保護費5,000万円減額、4款衛生費では予防接種委託料8,380万円減額、6款農林水産業費では森林整備事業委託料1,251万6,000円減額、10款教育費では金田小学校改築事業1,463万7,000円減額、12款公債費では長期債元金7,124万1,000円を減額しました。

専決第8号令和6年度平川市広船財産区一般会計補正予算（第2号）及び専決第9号令和6年度平川市新尾崎財産区一般会計補正予算（第1号）につきましては、令和7年3月31日付けでそれぞれ専決処分いたしました。

補正の内容は、事業実績の精査によるものであり、2件の補正予算合計で、歳入歳出それぞれ1,028万6,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ385万円としたものであります。

報告第6号令和6年度平川市一般会計継続費繰越計算書の報告については、御仮屋橋補修事業は令和5年度から、地域づくり活動拠点施設整備事業、尾上分庁舎改修事業、防災行政無線大規模更新事業の3事業は令和6年度から継続費を設定し、事業を進めてまいりました。これらの事業について、令和6年度の支出額を除いた残額について逡次繰越し、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、継続費繰越計算書を調製しましたので、報告するものであります。

報告第7号令和6年度平川市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については、戸籍システム標準化移行業務、価格高騰重点支援臨時給付金事業、橋梁補修事業、金田小学校改築事業など合わせて12事業で、総額5億6,380万4,000円を繰り越すこととし、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製しましたので、報告するものであります。

報告第8号令和6年度平川市水道事業会計予算繰越については、他工区の工事との進捗調整などによる工期延長のため、水道事業の建設改良費2,555万2,000円を繰り越すこととしたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、報告するものであります。

報告第9号専決処分した事項の報告については、地方自治法第180条第2項の規定により、専決処分した事項について報告するものであります。

専決第10号損害賠償額の決定については、新館公営墓地において相手方所有の墓石の外枠に損害を与えたため、賠償したものであります。

以上が本日提出いたしました各議案の概要であります。細部につきましては、議事の進行に伴い御質問に応じ、本職をはじめ関係者からそれぞれ御説明申し上げたいと思います。

議員の皆様には、慎重御審議の上、原案どおり御議決、御同意並びに御承認を賜りますようお願い申し上げます。

先ほどの説明の中で、議案第72号令和7年度平川市一般会計補正予算第1号（案）の説明で、9款繰入金と申し上げましたが、正しくは19款繰入金でありましたので、謹んでおわびの上訂正いたします。

以上で議案の説明を終わらせていただきます。

（市長降壇）

○議長（石田隆芳議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

日程第6、人事案件に入ります。

議案第60号平川市教育委員会委員の任命についてを議題とします。

議案第60号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本日直ちに審議したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田隆芳議員） 異議なしと認めます。

よって、直ちに審議することに決定しました。

去る5月29日に開催された議会運営委員会において、議案第60号は人事案件につき、質疑・討論を省略し、直ちに採決することと申し合わせされました。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田隆芳議員） 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

議案第60号平川市教育委員会委員の任命について採決します。

議案第60号について、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田隆芳議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第60号は、同意することに決定しました。

日程第7、各常任委員会への議案付託に入ります。

提出議案目録及び委員会付託一覧表（案）について、タブレットに掲載しておりますので御参照願います。

議案第61号黒石地区清掃施設組合の解散についてから、議案第77号令和7年度平川市原田財産区一般会計補正予算（第1号）案までの17件を一括議題とし、これより質疑に入ります。

会議規則第55条の規定に「発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。」とありますので、御注意ください。

質疑のある方は、議案番号を告げてから質疑を行ってください。

御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田隆芳議員） 質疑を終わります。

お諮りします。

議案第61号から議案第77号までの17件を委員会付託一覧表（案）のとおり、所管する常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田隆芳議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいまの17件は、委員会付託一覧表（案）のとおり、所管する常任委員会に付託することに決定しました。

日程第8、報告案件に入ります。

まず、報告第3号から報告第9号の合計7件のうち、先に地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分され、同条第3項の規定により議会への報告並びに承認を要する案件を議題とします。

報告第4号及び報告第5号の2件について、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、本日直ちに審議したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田隆芳議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいまの報告第4号及び報告第5号については、委員会付託を省略し直ちに審議することに決定しました。

報告第4号専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについてを議題とします。

専決第4号平川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例、専決第5号平川市税条例の一部を改正する条例及び専決第7号平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の3件については、会議規則第35条の規定により一括議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、専決番号を告げてから、質疑を行ってください。

御質疑ありませんか。

16番、齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） 専決第7号平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案に対し、お尋ねをいたします。

国民健康保険税の医療給付費分及び後期高齢者支援金分の課税限度額並びに軽減措置の基準などの改正について、改正後の影響額や被保険者数などお知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 財政部長。

○財政部長（一戸昭彦） 課税限度額の超過額に対する改正につきましては、これは3月31日付けで専決で改正したわけですが、改正の前時点で推計したところ、超過世帯としましては、医療給付費分は101世帯、後期高齢者支援金分は103世帯でありました。

これが現在、改正後で推計したところ、令和7年度分の超過世帯としましては、医療費給付費分が98世帯、後期高齢者支援金分が83世帯となっております。影響額としましては、286万5,000円ほどの減となっております。

あと、軽減基準の拡大としましては、世帯数、5割と2割軽減、こちらの基準額が変わってるわけですが、5割軽減世帯につきましては、26世帯が増となっております。2割軽減世帯につきましては、7世帯減となっております。

軽減額としましては、約100万円軽減額が増えているという状況となっております。

○議長（石田隆芳議員） ほかに御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田隆芳議員） 質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論のある方は、専決番号を告げてから、討論を行ってください。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田隆芳議員） 討論を終わります。

専決第4号平川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例、専決第5号平川市税条例の一部を改正する条例及び専決第7号平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の3件について、一括採決します。

ただいまの専決3件について、承認することに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（石田隆芳議員） 異議がありますので、齋藤律子議員にお聞きします。

専決第何号に反対ですか。

○16番（齋藤律子議員） 専決第7号に対し反対をします。

○議長（石田隆芳議員） ただいまの3件のうち、専決第7号に異議がありますので、先に専決第7号について電子表決システムにより採決します。

まず、参加ボタンを押してください。

専決第7号を承認することに、賛成の方は白、反対の方は青のボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（石田隆芳議員） 賛成多数です。

よって、専決第7号は承認することに決定しました。

次に、ただいま採決されました1件を除く2件について一括採決します。

ただいまの専決2件について、承認することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田隆芳議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいまの専決2件については承認することに決定しました。

報告第5号専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについてを議題とします。

専決第6号令和6年度平川市一般会計補正予算（第10号）、専決第8号令和6年度平川市広船財産区一般会計補正予算（第2号）及び専決第9号令和6年度平川市新尾崎財産区一般会計補正予算（第1号）の3件について会議規則第35条の規定により一括議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、専決番号を告げてから、質疑を行ってください。

御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田隆芳議員） 質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論のある方は、専決番号を告げてから、討論を行ってください。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（石田隆芳議員） 討論を終わります。

報告第5号、専決第6号令和6年度平川市一般会計補正予算（第10号）、専決第8号令和6年度平川市広船財産区一般会計補正予算（第2号）及び専決第9号令和6年度平川市新尾崎財産区一般会計補正予算（第1号）の3件について一括採決します。

ただいまの専決3件について、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（石田隆芳議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいまの専決3件は承認することに決定しました。

次に、報告第3号放棄した私債権の報告について、報告第6号令和6年度平川市一般会計継続費繰越計算書の報告についてから報告第9号専決処分した事項の報告についてまでの5件についてを議題とします。

報告内容については、先ほど市長から説明がありましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告のみで終わります。

日程第9、請願の付託に入ります。

請願第1号「中小企業支援策の拡充による最低賃金の改善を求める意見書」の採択を求める請願書についてを議題とします。

紹介議員は、齋藤律子議員です。

紹介議員に、請願の趣旨説明を求めます。

16番、齋藤律子議員、登壇願います。

(齋藤律子議員登壇)

○16番（齋藤律子議員） 請願第1号「中小企業支援策の拡充による最低賃金の改善を求める意見書」の採択を求める請願書に対し、紹介議員として趣旨説明を行います。

同じタイトルの請願は、令和6年第1回定例会に同じ請願団体から提出されています。

前回は3つの事項に対し、国に意見書を提出してほしいという請願でしたが、今回は、中小企業支援策の内容を具体的に示し、2つの項目になっています。

1つ目は、中小企業の事業主が負担する社会保険料を国の負担とし、労働者の生活を支えるための最低賃金を1,500円にすること。2つ目は、国は、最低賃金法を全国一律最低賃金制度に法改正すること。この2つの項目となっています。

令和6年第1回定例会の請願時より、地域別最低賃金改定では、青森県の最低賃金は898円から現在953円になっていますが、最も高い東京の時給1,163円と比べ全国最下位に近いところに位置しています。

昨今の物価高騰を考えた場合、消費購買力を上げ、地域経済活性化には程遠い改定で、厚生労働省が結婚の壁と規定する300万円には到底到達できない賃金です。当然のことながら、出産、子育てにもつながりません。

請願趣旨にもありますように、最低生計費資産調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費は、地域による大きな格差は認められず、若者1人が自立して生活する上で、必要な最低生計費は全国どこでも月24万円。月150時間の労働時間で換

算すると、時給は1,600円となり、全国で1,500円以上必要との結果が出されています。
ちなみに、青森県の場合は時給1,664円と試算されています。

また、全国一律1,500円の経済波及効果として、青森県では5万円超の賃上げ1万5,000人の雇用創設、GDP1.9%、1,448億円増、税収281億円以上増加という数字が示すように、青森県の経済再生にとって大きな前進が見込まれるとされています。

しかし、賃金を上げれば中小企業の経営が圧迫され、手当てのない最低賃金の上げは、地域の企業を破綻させます。

フランスでは2兆2,500億円、アメリカでは8,900億円、韓国では9,800億円と、中小企業対策費を大幅に盛り込んでいます。しかも、直接賃金に充てたり、社会保険料の事業主負担に充てたりしています。

世界的な流れになっている1,500円以上の最低賃金上げを図るには、事業主の負担している社会保険料を国が負担し、日本全体の経済活性化を今こそ図るべきではないでしょうか。

政権党の自民党国会議員の有志で、2019年2月に自由民主党最低賃金一元化推進議員連盟を発足させています。最低賃金の在り方に関する提言を行い、全国一律最低賃金制度を検討し、実現すると主張しています。

人口流出を防ぎ、地域経済活性化、働く人たちの暮らし向上のためにも、党派・会派を超えて、平川市議会からも満場一致で御採択くださいますよう、紹介議員として心からお願いを申し上げます。

以上、請願第1号の趣旨説明を終わります。

(齋藤律子議員降壇)

○議長（石田隆芳議員） 以上で紹介議員からの趣旨説明は終わりました。

会議規則第141条の規定により、請願第1号は、建設経済常任委員会に付託します。

次に、お諮りします。

6日は議案熟考のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（石田隆芳議員） 異議なしと認めます。

よって、6日は本会議を休会することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、9日午前10時開議とし、その日は一般質問を予定しております。

本日はこれをもって散会します。

午前10時57分 散会